

基建第1721号  
令和7年3月12日

第4区区长 松石 英次 様

基山町長 松田 一也 印



### 基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

#### 1 提案の取扱い

令和6年11月18日付けで提案がありました県道基山公園線沿いの樹木の伐採について、県道の管理者である東部土木事務所と現地立会を行い民有地であることを確認しました。民有地の植栽管理は土地所有者により管理を行うべきものですので、道路へ越境している樹木の管理については基山町及び東部土木事務所では行うことはできません。

#### 2 取扱いの理由

本件の樹木は民有地にあり管理は所有者が行うべきことであるため。